

令和 6 年 1 2 月 1 7 日

一般廃棄物収集運搬業者 様
排 出 事 業 者 様

川崎市環境局長

事業系一般廃棄物の施設搬入におけるエコ運搬の実施について（依頼）

日頃から、本市の廃棄物行政に御協力いただき、ありがとうございます。

さて、川崎市では、大気環境対策及び地球温暖化対策の推進を目的に、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例を改正し、平成 2 2 年 4 月 1 日からエコ運搬制度を導入しました。エコ運搬制度とは、荷主や荷受人が主体となって、製品や貨物の出荷、原材料の購入、廃棄物の運搬などの際、取引先事業者や運送事業者に対し、環境に配慮した運搬の実施を要請することを言います。

本市といたしましても、事業者のひとつとして、環境負荷の低減に努めるため、エコ運搬への取組を進めていきたいと考えております。

つきましては、令和 7 年・8 年度事業系一般廃棄物の施設搬入にあたり、廃棄物の運搬の際、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則（平成 1 2 年川崎市規則第 1 2 8 号。以下「規則」という。）第 7 9 条の 3 に規定する対象自動車を使用し、市内を発着する場合、次に掲げる環境配慮行動項目を実施するようお願いいたします。また、本趣旨を御理解のうえ、別紙回答票に御記名・御捺印をいただき、令和 7 年・8 年度事業系一般廃棄物の施設搬入に係る申請の際に御提出をお願いいたします。

環境配慮行動項目

- 1 エコドライブ及び貨物等の運搬に係る自動車へのエコドライブを行う旨の表示を行うこと。
- 2 規則第 7 9 条の 2 第 2 号に規定する車種規制不適合車を使用しないこと。
- 3 低公害・低燃費車の積極的な使用に努めること。

（施設部処理計画課 中山・岩井担当）

電話 0 4 4 - 2 0 0 - 2 5 7 6

川崎市環境局長 様

事業系一般廃棄物の施設搬入におけるエコ運搬の実施について

令和6年12月17日付け6川環処第1394号で依頼のありましたことについて、令和7年・8年度事業系一般廃棄物の施設搬入にあたり、廃棄物の運搬の際、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第128号。以下「規則」という。）第79条の3に規定する対象自動車を使用し、市内を発着する場合、次に掲げる環境配慮行動項目の実施に努めます。

環境配慮行動項目

- 1 エコドライブ及び貨物等の運搬に係る自動車へのエコドライブを行う旨の表示を行うこと。
- 2 規則第79条の2第2号に規定する車種規制不適合車を使用しないこと。
- 3 低公害・低燃費車を積極的に使用すること。

令和 年 月 日

事業者名称 _____

許可番号 _____

住所 _____

代表者名 _____

電話番号 _____

事務局使用欄	
許可	
大口	